

障害者の自立生活支援とピア・カウンセリング

著者	堀 正嗣
雑誌名	関西大学人権問題研究室紀要
巻	41
ページ	1-31
発行年	2000-12-25
その他のタイトル	On Peer Counseling as Support for Disabled Person's Independent Living
URL	http://hdl.handle.net/10112/5785

障害者の自立生活支援とピア・カウンセリング

堀 正 嗣

はじめに

一九九六に市町村障害者生活支援事業がスタートして以来、ピア・カウンセリングに対する関心が高まっている。厚生省の報告では初年度のピア・カウンセリング相談件数の八六％は自立生活センター等の当事者組織に寄せられたものであった。このことに象徴的なように、厚生省より市町村障害者生活支援事業の委託を受けた当事者組織はこの事業に関して着実に実績を積み重ねつつある。

一方、この事業の委託を受けたその他の運営団体（社協、療護施設、事業団等）においては、社会福祉士等の常勤のコーディネーターが中心になって事業を実施しているところが多い。その際には、障害当事者のピア・カウンセラーが中心になって事業を実施している自立生活センター等と大きな違いが生じてきている。

このように、市町村障害者生活支援事業の委託を受けている団体においても、ピア・カウンセリングは多様に理解され、展開されている。障害者福祉の関係者の間でも、ピア・カウンセリングは多様な意味で使われており、一

致した理解が得られていない。そのため、障害者が障害者の相談に応じればピア・カウンセリングであるというような皮相的な理解や身体障害者相談員との混同、また専門的なセラピーを提供するのがピア・カウンセリングであるという誤解も生じている。

本稿では、このようなピア・カウンセリングをめぐる混乱を整理し、ピア・カウンセリングの意味と意義を明らかにするとともに、ピア・カウンセリングが現在直面している課題について問題の所在を明らかにすることをねらいとする。

一 専門家による支配から相互援助へ―自立生活パラダイムの「見本例」としてのピア・カウンセリング

ガベン・デジョンク (DeJong, G.) は、自立生活を、従来のリハビリテーションに変わる新たなパラダイム (Paradigm) としてとらえている¹⁾。このようにパラダイムという観点から自立生活を理解することは、障害者問題認識に大きな進歩をもたらすものとなった。

ADLおよび有償雇用という自立観に立つリハビリテーション・パラダイムの下では、重度の障害者は自立できない存在と考えられてきた。しかしながら、一九七〇年以降、非常に障害の重い障害者が、専門家のリハビリテーションを受けずに、または無視して、自立を達成しているという事実がある。こうした障害者の存在は、従来のリハビリテーション・パラダイムでは説明することができず、例外性 (anomaly) と考えざるを得ない。そして、こうした障害者の自立生活の支えとなる新しいパラダイムとして自立生活パラダイムが提起されたのである。

表：デジョングによるリハビリテーションパラダイムと
ILパラダイムの比較

項目	リハビリテーション パラダイム	自立生活パラダイム
問題の定義づけ	身体的欠損／職業能力の欠如	専門家、家族、その他への依存
問題の所在	個人	環境：リハビリテーションのプロセス
問題の解決	医師、理学療法士、職業リハビリテーション・カウンセラー等による専門的介入	ピア・カウンセリングによる援助、自助による消費者の自主管理、障壁の除去
社会的役割 誰が管理するか 望ましい結果	患者／クライアント 専門家 最大限のADL、収入の上がる職業	消費者 消費者 自立生活

(出所：障害者自立生活セミナー実行委員会編『障害者の自立生活』
1983年174頁。)

リハビリテーション・パラダイムでは、問題の所在は個人の属性としての障害に求められるのに対して、自立生活パラダイムでは、問題は障害者の自立を拒む環境障壁にこそ求められる。この障壁をいかに解消するかということこそ、障害者問題なのである。そのためには、障害者が病者役割や欠陥役割から抜けだし、主体となることが求められる。そして、権利擁護活動(アドボカシー)の主体として、また、消費者として、自助運動の当事者として、環境障壁を撤廃していく主体として運動をしていくことが何より求められてきたのである。その意味で、自立生活運動の中心は、当事者の主体、管理という点にこそ求めることができる。

そして、このような当事者の主体、管理という観点に立つ問題解決の方法として、デジョングは第一にピア・カウンセリングを挙げている。(表参照)

このように、ピア・カウンセリングは、医師や理学療法士等の専門家が障害者を管理してきたことへの批判と抵抗から出発したものであり、カウンセラーとクライアントの関係も伝統的なカウンセリングとは全く異なるものである。この点について、アキイエ・ヘンリー・ミノミヤ (Kinomiya, A. H) は次のように述べている。

自立生活モデルにおいては、カウンセラーとそれを受ける人との関係を権力者対弱者、聖職者対罪人、大人対小人からその人を解放することがめざされます。したがって、ピア・カウンセラーは医療モデルにおける専門家ではなく、カウンセリングを受ける人は患者ではありません。ピア・カウンセリングは障害を持った市民が障害を持った市民になす相互扶助・成長サービスの関係なのです。

以上見てきたように、ピア・カウンセリングは「反プロフェッショナル」、障害者同士の「相互扶助」を基本的な特徴としてきた。その意味で、ピア・カウンセリングは医学モデルに立つ従来のカウンセリングとはむしろ対立する価値観に立っており、自立生活パラダイムの「見本例」(T・クーン) という意味を持っているのである。このことがピア・カウンセリングの本質的な意味であると考えられる。

そして、このことがまた、身体障害者相談員とピア・カウンセラーの本質的な違いなのである。従来の身体障害者相談員は、医療機関から地域福祉行政へ、地域福祉行政から民生委員へ、そしてそれを補完するものとして相談員という位置づけになっており、医療モデル、すなわちリハビリテーション・パラダイムを脱していない。当事者が相談に応じてはいるが、その構造は専門家主導の相談であり、そこには対等性や相互交替性は存在しない。そうした関係構造の点で、身体障害者相談員とピア・カウンセラーには本質的な差異があるのである。

二 自立生活支援実践の根底としてのピア・カウンセリング

北野誠一は、「〈当事者主導〉の下で提供されるプログラムにおいて、当事者の権利擁護と無関係なプログラムが提供されるはずがないのであって、全ては障害者による障害者のための〈権利擁護活動〉なのだ、あえて分ければ、〈障害者個人に対する権利擁護〉をふまえたプログラムと、〈コミュニティに対する権利擁護〉を踏まえたプログラムがあるというわけだ」として、権利擁護が自立生活センターのあらゆる活動の根底にあるものだと主張している。つまり、自立生活センターの活動は「福祉的サービス提供事業」と「権利擁護活動」の二つの視点から成り立っているわけではなく、自立生活センターの全ての活動は「権利擁護活動」であり、「福祉的サービス提供事業」と見えるものも権利擁護活動の具体化という性格をもっているという点に活動の本質があると主張しているのである。

この指摘を踏まえるならば、自立生活センターが提供する全てのプログラムは、常にピア・アドボカイトによるピア・アドボカシーという性格を持っているわけである。そのことは同時に、あらゆるプログラムが広義のピア・カウンセリングの意味を持っているということでもある。

ピア・アドボカイトによるピア・アドボカシーの実践で、もっとも重要なことは、当事者の主体性を尊重し、その内なる力に働きかけ、力が発揮できるような関係を築いていくという意味でのエンパワメントである。そして、このようなエンパワメントのためにもっとも重要なことは、利用者の声と感情に耳を傾け、仲間として共感し、当事者としての経験や知識を分かちあうという意味での原理としてのピア・カウンセリングである。その意味で、ピ

ア・アドボキットを具体化する中核にあるものは原理としてのピア・カウンセリングであり、自立生活センターのあらゆるサービスを根底で支えているものは、原理としてのピア・カウンセリングであるといえる。

樋口恵子は、「一九八一年に訪問したパークレーの自立生活センター(CIL)では、自立生活センターで働く障害者はすべてピア・カウンセラーと呼ばれ、障害者の支援を直接行っていました」と語っている。すなわち、介担当ピアカウンセラー、住宅担当ピアカウンセラー等と呼ばれているのである。

カウンセリングを心理的な援助ととらえれば、このような用語法は誤用のように思えるが、原理的な観点から考えれば、むしろピア・カウンセリングの本質をよくあらわしている。それは、自立生活センターの提供するすべてのサービスの根底に、ピア・アドボカシー、ピア・カウンセリングがあるからである。

たとえば、通常、心理的な援助とは区別される介助者紹介のサービスにおいても、ピア・カウンセリングがその根底になっている。樋口恵子はこのことについて、「一般的には、介助コーディネーターと呼んでいるが、障害を持つコーディネーターは利用者のピア・カウンセラーであり、障害のないコーディネーターは介助者側のピア・カウンセラーである。双方の関係をとりもつだけでなく、トラブルが生じたときに、それぞれの側から、何が問題なのかを出しあい、本来のあり方を見つけていかなければならない」と述べている。ピア・カウンセリングによって双方の関係を取り持ち、問題の解決を図っていくことが介担当ピア・カウンセラーの仕事なのである。

三 自立生活実現に向けてのピア・サポートとしてのピア・カウンセリング

日本自立生活センター協議会(JIL)では、自立生活プログラム(ILP)と狭義のピア・カウンセリングの

2つを包括する概念として広義のピア・カウンセリングの概念を使っている。このことに対して、横須賀俊司は「違和感がある」として、次のように提案している。

(狭義の)ピア・カウンセリングにしてもカウンセラーである障害者の心理的側面に働きかけることが重要な柱であるという点からすれば同じことが言える。すなわち、心理的支援活動の一環だと。一方、自律生活プログラムは先にも記したように、障害者が生活技術を学べるようにトレーニングしていくことが主眼である。そこでは心理的なサポートが行われることもあるだろうが、あくまでも生活技術を習得することがメインである。

しかし、これら二つがバラバラで関係なく実施されるよりは、車の両輪として展開される方が効果的であろう。…略…そこで私は(狭義の)ピア・カウンセリングと自律生活を総称する言葉として、ピア・サポートを用いるよう提案したい。

このように横須賀は、心理的な援助活動であるピア・カウンセリングと生活技術の習得を目的とするILPは、質的に異なるものであり、両者を包含する概念としてピア・サポートを提案している。

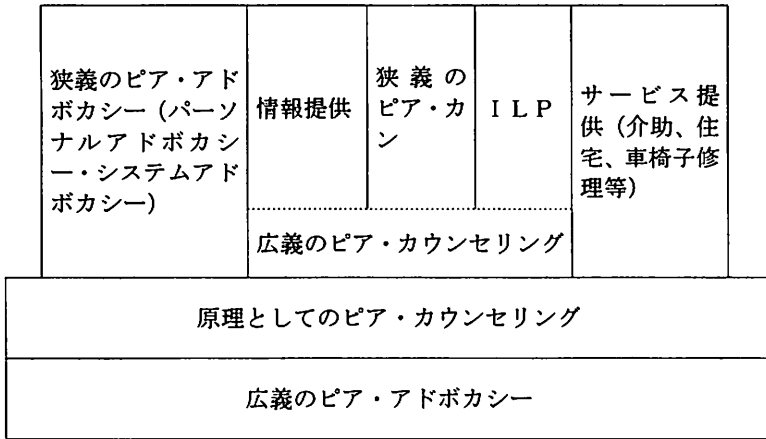
これに対して、JILでは、(狭義の)ピア・カウンセリングと自立生活プログラムとの関係をどのようにとらえているのだろうか。JILは、一九九七年に組織改革を行い、ピア・カウンセリング小委員会と自立生活プログラム小委員会を合併し、新「ピア・カウンセリング委員会」を発足させた。この旧自立生活プログラム小委員会委員長であった堤愛子は、ILPの意義について次のように述べている。

自立生活プログラムという、自立のためのトレーニングの場合と言われているけれど、三ヶ月：普通は三ヶ月です、十二回で：やったらすぐ自立ができるかって言ったら決してそんなものではないというふうに思っています。三ヶ月の中である程度できることというのは、障害の受け入れ方が変わってくるということかな、自分のそこまで行ったらかなり大成功だと思います。それで、障害を持っている人が自己否定を少しでもなくして、自分を受け入れることができたとしたら、それっていうのは自立生活へ向かうエネルギーとして重要な第一歩だと思います。

ILPの意義は、「障害の受け入れ方が変わってくる」ことだと堤は述べている。このことは、心理的な援助であるピア・カウンセリングがめざすものそのものである。次節で詳しく検討するが、自己否定感を克服して、積極的、肯定的な自己イメージを育むことこそピア・カウンセリングの目的であり、それこそが自立生活を実現するエネルギーの源であるとされているのである。

だとすれば、ILPは生活技術の習得という形態を取っているけれども、その根底にあるものは、劣等感と自己否定感に対抗して、肯定的で積極的な自己イメージをつくることであり、それこそがILPの土台である。またフィールドトリップや調理実習などの具体的なプログラムの中で目的とされているものは生活技術の習得であるが、そのことが同時に無力感や自己否定感を克服する心理的な援助でもあるのである。そして、その際、リーダーである障害者がロールモデルとして極めて重要な役割を果たし、リーダーの姿や行動に触れる中で、内面化した否定的な障害者観を方向転換していくことになるという点でも、障害を肯定する心理的な支援が行われているということができる。

図： 自立生活センターの活動におけるピア・カウンセリングの位置



障害者の自立生活支援とピア・カウンセリング

このように見てくるならば、狭義のピア・カウンセリングの時間に心理的な援助を行い、ILPの時間に生活技術の習得の支援を行い、両者を合わせて自立を達成してとといった並列的なものではないことに気づく。両者は一体のものであり、切り離してしまうと双方が意味をもたなくなるような性質のものである。もし、ILPがピア・カウンセリングから切り離されるなら、ILPは従来のリハビリテーションと同様、障害を軽減・克服して社会に適応していくための訓練に墮してしまいう危険性がある。また、ピア・カウンセリングも、単なる心理的な援助となり、心理主義的なカウンセリングに墮してしまいう危険性がある。

以上述べてきたことを図示すれば、次のようになるであろう。結論的に言えば、ILPは、単なるトレーニングではなく、ピア・カウンセリングの不可欠の一部であると私は考える。そこで、もとめられているのは、自己決定・自己実現としての自立を、障害者同士の仲間性・対等性を基盤として支援し合うということである。そのために、ピアカウンセラーのロールモデルとしての役割と経験・知識・情報提供がもとめられるが、一

番根底にあるのは、心理的な自己肯定観であり、またILPそのものがフィジカルカウンセリング的な意味を持っているのである。その意味で心理的な支援と生活技術習得の支援は一体のものである。

四 自立生活実現に向けての心理的援助としてのピア・カウンセリング

安積純子は、ピア・カウンセリングにおける感情の解放の重要性について、次のように述べている。

人間的尊厳や誇りなど、まったく無きがごとくに扱われ、施設に収容され、親元に放置され、見世物にされ、哀れまれ、侮辱されてきた中には、すさまじい劣等感と根本からの自己否定感があるばかりである。それに対抗して、確実な人間観を育てるのに最も力があるのが、ピア・カウンセリングの中で進められる感情の解放である。

障害者は幼いころから、「醜い」「役立たず」「不幸な子」などと否定的に扱われる傾向が強い。“あつてはならない存在”とされるか、哀れみや慈善の対象とされることが多いのである。能力主義の価値観が貫徹している健全者社会の中で、また感性に基づく差別の中で、障害者は嫌がられたり、恐がられたり、侮蔑されたり、保護されたりして育てられる。その結果、劣等感と自己不信に陥り、自分の存在を否定的にしか見ることができない状態に追いこまれていくのである。

中途障害者の場合も、障害を持つことの絶望観は、健全者の間で「健常」なことがいいことで障害はだめなことだという価値基準があり、そのような「だめ」な存在、「絶望」の存在に自分がなってしまったという自覚から生

まれてくる。これもまた障害者差別の中で、障害が強いマイナスイメージで捉えられていることの結果である。

このように障害者は内面化された抑圧のために、劣等感、自己否定感、無力感に陥り、そのことが自立生活の実現を妨げているのである。

こうして社会的な障害者に対する抑圧を内面化してしまっている障害者がいかにして障害を肯定し、自己信頼を回復することができるかがピア・カウンセリングの中心テーマである。それは、差別する側の価値観の中で否定的にしか捉えられなかった自分の障害、存在をかけがえのないものとして肯定し、自信と誇りを持って差別に抗して生きていく生き方を確立していくことである。

このような、自己否定から自己肯定への転換は、被差別者の共同性に支えられることよってのみ可能になる。自分と同じ障害者がつくり出してきた運動や生き方、生活様式、文化に出会い、つながることができて始めて、障害を肯定することができるのである。

従って、ピア・カウンセリングはILPや権利擁護活動など自立生活センターの運動と不可分の関係にあり、それだけが独立したサービスマナではない。このような障害者としての生き方の確立、社会的立場の自覚を目指すならば、「障害の受容」もあきらめや「差別の受容」にとどまらざるを得ないからである。

ピア・カウンセリングにおいて重要なのが精神的なサポートである。精神的なサポートでは、障害者が自らの「傷」と向き合い、抑圧された感情を解き放ち、自己と障害を積極的に受容していくことが重要なねらいとされている。その際のピア・カウンセラーの役割としては、傾聴、感情の解放の援助が求められる。また、ピア・カウンセラーのロールモデルとしての役割も重要である。障害者は自立して堂々と生きている障害者仲間との出会いによって、障害者としての生き方を見出すことができるのである。そうした意味で、ピア・カウンセラーは地域で自立して生

きている障害者であると共に、一定のカウンセラーとしての訓練を必要とする。

しかしながら、ここでのカウンセラーは専門家としてのカウンセラーではない。医学モデルに立つ心理療法的アプローチは障害者のピア・カウンセリングと矛盾するのである。この問題に関して、アキイエ・ヘンリー・ニノミヤは次のように述べている。

既存のカウンセリングは医療モデルを基本とするアプローチが多く、行動療法、T・A（交流分析）、プレイセラピー、アートセラピー、サイコドラマ等、専門分化してきています。ピア・カウンセリングはそれら分化、分裂してきている専門治療を再び総合化、統合化する機能を持っています。なぜなら、ピア・カウンセリングは技術中心ではなく障害という個性の存在全体を分かち共感、共有することによってその痛みや苦しみを共有し、共に負いまたそれを成長へと向けていくエネルギーの根源アプローチだからです。アルコール患者の会でもピア・カウンセリングがなされていますが、多くの場合、行動療法の技術を使っています。それはアルコール依存性の行動をなくす行動療法なので、十分効果がありますが、障害を持った人のピア・カウンセリングとは本質的に異なります。障害を持つ人のピア・カウンセリングは、ただ単にある特定のネガティブな行動をポジティブな行動に移行させるのではなく、障害を持った人の本質的市民生活への援助であり、その人の人格の成長から、社会生活への援助へと根本的かつ広範囲にわたってなされるからです。

アキイエが述べているように、障害者のピア・カウンセリングは、他のグループのピア・カウンセリングと大きな違いがある。障害者の場合には、専門家への依存からの自立がテーマになっており、そのためにピア・カウンセ

リングは「反プロフェッショナル」という性格を持っており、専門性を重視する医療モデルに立つ従来のカウンセリングと相容れないのである。もし、カウンセリングが専門的な技術中心のものになってしまえば、カウンセラーとクライアントの関係は対等なものではなくなり、クライアントはカウンセラーに依存し、管理されていくことになろう。また、障害者の心の問題は、社会的な差別の克服や自立生活の実践ということから切り離された心理主義的なものとなろう。そうなれば、健常者のカウンセラーと障害者のカウンセラーが置き替わっただけであり、従来のリハビリテーション・パラダイムに再び戻ってしまっていることは明らかである。

障害者のピア・カウンセリングは差別・抑圧をなくしていくことや人格の成長、社会生活の援助を目指す広範囲で創造的な営みであり、相談室だけでなく地域を舞台としている。

このようなピア・カウンセリングの持っている本質的な意味を損なわず、またカウンセラーとしての一定の理論と技術の拠り所として従来の心理療法的なアプローチに代って再評価カウンセリングがピア・カウンセリングの土台となったのは大きな意味がある。再評価カウンセリングの特徴は、カウンセラーとクライアントの完全な対等性にある。また社会的な抑圧の理論を持ち、抑圧からの解放の実践としてカウンセリングを展開しているからである。日本のピア・カウンセリングは再評価カウンセリングを基礎とすることによって、深い心理的な問題の支援をも含めた、人間再生と社会変革の道具として強力なパワーを持つものとなっている。

五 ピア・カウンセリングをめぐる論点

①ピア・カウンセリングへの諸批判

研究者の立場から、ピア・カウンセリングに対してまとまった形で考察し、一定の課題の指摘や批判を行っているものに倉本智明「(ピア)の政治学」、横須賀俊司「ピア・カウンセリングについて考える」、篠原睦治「ピア・カウンセリングを考える」がある。このうち篠原論文は、心理学者の立場からピア・カウンセリングが心理主義・適応主義に陥っているという批判をしている。これは心理学・カウンセリング総体に対する批判から出てきたものであり、それ自体重大な問題であり、本稿とは別の角度からの検討が必要である。したがって、ここでは、倉本論文、横須賀論文の二つの論文が提起している問題について整理を行い、検討することを通して、障害者の自立生活支援としてのピア・カウンセリングの課題と展望について考察していきたい。

②倉本智明「(ピア)の政治学」をめぐる

倉本智明は、「(ピア)を政治という文脈で素描した。それは「社会制度批判としての(ピア)」というマクロの政治の視点、「アイデンティティ管理の戦略としての(ピア)」というミクロの政治の視点である。

前者について倉本は、自立生活運動は医師やセラピスト、施設職員などの障害者への支配に対する抵抗としての意味を持っており、そこでは「反専門家」、「反専門主義」がテーゼとなったことを指摘し、「(ピア)とは、専門家による過剰な介入を抑止し自身の生の制御権を取り戻すための具体的な方途の一つ」¹⁾だとしている。後者につ

いては、「(ピア)」とは、アイデンティティをめぐる政治のアポリアを回避し、多様性それ自体に価値を発見すべく営まれる新世代の戦略なのである」としている。

倉石は、このように(ピア)の政治的な意味をとらえた上で、ピア・カウンセリングが市町村生活支援事業の必須事業として規定され、公的に認められた事態を「その意味で、同事業(市町村障害者生活支援事業―引用者注)は、(ピア)にとつて両刃の剣であつたと言える。これによつて(ピア)は公の承認を受け、そのある部分は財政的な基盤をより強固なものにする道を得た。と同時に、従来それが有していたラディカルな政治性はその拡大／普及とともに希釈され、現行秩序にとつて無害で穏当な福祉実践へと回収される危機に直面することにもなつたのである」ととらえている。

また、JILが市町村障害者生活支援事業の実施という状況の中で、ピア・カウンセラーの認定事業を行うという戦略を取つたことに対して次のように指摘している。

ただし、この制度は矛盾を内包してもいる。認定とはつまり権威の付与だ。そして、JILのこの制度のねらいは、そうした権威の付与により(ピア)を(ピア)として実践しうるカウンセラーが占めるシェアを確保／拡大することである。上述したような(ピア)にあらざる「ピア・カウンセラー」の市場への大量流入によるピア・カウンセラーの形骸化を阻止するための方策としてそれは正しい。いまの時点でJILの認定がどれだけ力を持つかはさておき、この制度が有効に機能するならそうしたピア・カウンセリングの変質は阻止し得るかもしれない。けれど、労働市場において有効に機能したその権威は、(ピア)における対等な関係をおびやかす存在ともなりうる。共に専門家でない、したがつて権力の不均等な配分がともなわれない関係であればこそ対等な

関係は成立するのである。ピア・カウンセラーへの権威の付与とこのことは矛盾する。ピア・カウンセラーの認定制度はそうしたジレンマをうちに抱えた制度なのである。¹¹⁾

このように、倉本はピア・カウンセリングが市町村障害者生活支援事業によって公認された事態を、マクロ・ミクロ二重の意味を持つ政治としての（言い換えれば、障害者運動としての）ピア・カウンセリングがその政治性を希釈され、無害で穏当な福祉実践へと回収される危機ととらえた。また、JILによる認定制の実施も、〈ピア〉における対等な関係を突き崩すものととらえられている。

倉本が言うように、まさにピア・カウンセリングは、専門家支配からの脱却をはかり、当事者が主体となった自立生活を築いていくための戦略であった。そのような政治性をもつピア・カウンセリングは、すべての障害者の自立生活の実現という観点からも、社会変革という観点からも量的広がりを求めるものである。そこにピア・カウンセリングの固有の特徴がある。この点は、ピア・カウンセリングの課題について中心的な問題であり、後ほど詳細に検討したい。

③横須賀俊司「ピア・カウンセリングについて考える」をめぐって

横須賀俊司は、ピア・カウンセリングの抱える問題として、大きく次の二点を指摘している。

一点目は、JILのピア・カウンセリングの認定制に関する問題である。横須賀は次のように言う。

認定制度には認定者の存在が前提とされており、その認定者が認めない限りピア・カウンセラーにはなれない。

それは特定の人しかピア・カウンセリングができないことを意味する。こうしてピア・カウンセラーは権威づけされた専門家へと一歩近づいてしまう。ピア・カウンセリングの専門化は自己否定をもたらす。そもそも専門家による支配―被支配(上下)関係といった難点を克服すべく成立したことに存在意義があったはずだ。…中略…このジレンマをどの様に解消していくかが問われるところだろう。

横須賀は認定制によって、「認定者の権威―認定されたピア・カウンセラーの権威―認定を受けていない障害者」という縦の関係ができて、ピア・カウンセラーの中に「専門家による支配―被支配(上下)関係」ができることを危惧する。このように、横須賀の提起する問題は、倉石が提起する問題と重なっている。この点が、今日の状況の中でピア・カウンセリングが持つ最大のジレンマである。

第二に、横須賀はピア・カウンセリングにおけるカウンセラー養成のプログラムの問題点を指摘する。それは、JILが主催するピア・カウンセラーを養成する講座(集中講座・長期講座・短期養成講座)のカリキュラムが、「感情の解放」を重視している点についてである。横須賀の指摘は次のようなものである。

(ピア・カウンセラーを養成するための各種講座の―引用者) プログラムを見てみると心理的サポート、その中でも感情の解放を重視したものとなっている。もう一つの柱である情報提供についてのトレーニングはない。岡知史も指摘しているように、感情の解放は一般的なカウンセリングにも見られるもので、ピア・カウンセリングに特有のものではない。つまり、ピアでなくても感情の解放を促すことができるということだ。これだけを押し進めることは専門家に近づくことになりはしないか。

横須賀がここで指摘している問題は、ピア・カウンセリングが理論的・実践的に依拠している再評価カウンセリングをめぐる問題である。

立岩真也は、アメリカのピア・カウンセラーへの意識調査と日本のピア・カウンセラーへの意識調査を比較することによって、日本のピア・カウンセリングが「心理的な側面、とりわけ感情の解放という点を強調したもの」という特徴を持つことを見出した。その主たる理由を、立岩は次のように述べている。

「日本における―引用者）ピア・カウンセリングが、コウ・カウンセリング、再評価のカウンセリングという手法を取っていることにもよると思う。米国でのピア・カウンセリング、とりわけ障害者のピア・カウンセリングは、その基本的な姿勢として再評価のカウンセリングと共通するものをもっていることは認められよう。それにしても、米国において、ピア・カウンセリングは、障害という体験の共有、ロールモデルとしてのピア・カウンセラー、クライアントに対する傾聴¹⁵⁾といった、よりシンプルな要素によって定義づけられるものだという（こゝ―引用者）なのだと思う。」

日本におけるピア・カウンセリングの「専門性」をめぐる問題は、倉石が指摘し、また横須賀も指摘したピア・カウンセリングが置かれている位置―支援事業や認定制―の問題の他に、日本のピア・カウンセリングが心理的側面を強調しており、とりわけ再評価カウンセリングの理論と技法を一定程度習得することを求めているという点と関る問題がある。

横須賀は、「感情の解放」を重視することは、結果的にピア・カウンセラーの専門化を招くと共に、「感情の解

放を必要としない障害者」の自立生活支援において有効性を持たないと主張する。そして、「感情の解放」に替って、「経験的知識の蓄積こそが専門化を防ぐ手立てであり、感情の解放を必要としない障害者にとって必要なものである。」と指摘しているのである。

この点は、ピア・カウンセリングの課題と展望に係る第二の論点として後に詳しく考察したい。

六 ピア・カウンセリングの課題

①ピア・カウンセリングをめぐる論点

以上の二つの論文において提起されたピア・カウンセリングをめぐる論点を整理してみると次のようになる。

イ、ピア・カウンセリングが市町村障害者生活支援事業によって公認された結果、ピア・カウンセリングがその政治性を希釈され、無害で穏当な福祉実践へと回収される危機に直面しているのではないか。また、J・Iによる認定制の実施は、ピア・カウンセラーという専門家をつくることによって、「専門家による支配—被支配（上下）関係」（横須賀）、をもたらすことになるのではないか。

ロ、ピア・カウンセリングが心理的側面を強調しており、とりわけ再評価カウンセリングの理論と技法を一定程度習得することを求めている結果、ピア・カウンセラーが心についての一種の専門家になっていく危険性があるのではないか。また、感情の解放を必要としない障害者の自立生活支援において有効性を持たないのではないか。ピア・カウンセリングの本質は、「経験的知識の蓄積」であり、そのことをピア・カウンセリングの中心に置くべきではないか。

②ピア・カウンセリングにおける〈質〉と〈量〉の問題

イ、の問題は、ピア・カウンセリングが矛盾をはらんだ営みであることを明らかにしている。

ピア・カウンセリングは、自立生活センターのサービスとして提供されてきた。自立生活センターの活動の目的は、障害者差別と闘い、障害者が施設ではなくて地域で自立して生活できるような状況をつくり出すことである。そして、そのことを具体的なサービスを提供することによって障害当事者の生活を支援することを軸として実現しようとしているのである。従って、自立生活センターは運動であると共に事業である。運動としては障害者が障害を肯定して誇りをもって主体的に生きていく存在として自己を変革していくこと、人間関係、健全者の意識、感性、生き方、価値観と社会を変革していくといういわば〈質的〉なものが目指されている。それをサービスとして具体化したものがアドボカシーであり、ピア・カウンセリングであり、自立生活プログラムである。

同時に、事業としては、介助派遣時間、自立生活プログラム・ピア・カウンセリング受講者数、事業収入の増加などが目指され、〈量〉の問題が重視されてきた。このような、〈量〉の増加により、自立生活センターが障害者の有償雇用の場になると共に、一人でも多くの障害者の自立生活を支援することが追求されてきた。

このように、自立生活センター運動は、〈質〉と同時に〈量〉を追求する運動である。また、〈量〉によって〈質〉の変化がもたらそうとする運動である。地域で自立して生活する障害者が量的に増えることによって、健全者の意識と社会が変革される状況をつくり出そうとするものである。

ここでいう〈量〉の問題は、いわば「同化としてのノーマライゼーション」の問題であり、〈質〉の問題は「異化としてのノーマライゼーション」をめぐる問題である。異化と同化という二つの側面は、あたり前の生活をする障害者が増えれば、社会を異化するエネルギーが蓄積され、より障害者が自立生活や通常生活を送り易い条件が

くり出されてくるという形で運動して進んでいく。

しかし、同化の側面が異化の側面から切れて、一人歩きしかねないという問題もある。なぜなら、同化の問題は、近代社会の原理の障害者への適応という形でも解くことができるからである。例えば、障害者の生活保障の問題は、財の再配分の問題として解くことができる。高齢者福祉の戦略として、施設福祉よりも地域福祉が選択されるのはそうした側面をも持っている。そして、障害者の社会への参加は、現在の社会のあり方を前提として、その部分的改良によって可能だからである。そしてこのような合流は、社会変革よりもはるかに容易であるから、教として地域で生活する障害者が増えるという〈量〉の問題に傾斜していくという傾きをもっている。そうだとすれば、地域生活する障害者は増えたが結局社会は変わらなかつたということになりかねない。

事業という側面は量的な成果を追求する傾向を持っている。その結果、運動の論理から離れて、それ独自で回転する傾向を持つ。自立生活センターの運動は、不特定多数にサービスを供給する事業であるところに、資本主義の論理に取りこまれ、健全者文化に包摂されていく危険性を常に持っている。しかし、運動を実質的に進めていこうとすれば、そのような現実の中にあえて身を置くことが必要になってくる。自立生活センター運動は、障害者を現にある社会に包摂しようとする力と社会を変革しようとする力のせめぎあいを、拠点をつくり出すことを通して展開しようとしているものとして理解することができる。

それゆえ、障害者を現にある社会に包摂しようとする力と対峙し、これを変革しつつつづけるためには、運動としての自立生活の性格を自覚的に保持し続ける必要がある。そうでなければ、ピア・カウンセリングもILPもその政治性を希釈された安上がりの福祉的サービスに変質してしまい、個人を変革し、社会を変革するインパクトを持ち得ないものになるからである。

こうした観点に立つとき重要になるのは、障害者問題の解決をめざす当事者運動として、社会と健全者の意識を変革していく思想と戦略を明確化し、そこに依拠することであろう。そうでなければ、ピア・カウンセリングが広がれば広がるほど、それが体制内化し、運動としての固有のインパクトを喪失していくことになる。そこではピア・カウンセリングの存在理由が失われていくのである。

③ピア・カウンセリングにおける対等性と専門性

ピア・カウンセリングにおける対等性と専門性は、ピア・カウンセリングの持つ基本的な矛盾である。ピア・カウンセリングは、繰り返し述べてきているように、専門家による支配からの脱却をめざしたものであり、その意味で、「反専門家」という立場に立っている。従って、ピア・カウンセリングでは専門家でないという素人性や障害者同士の経験の共有という仲間性、対等性が何より重視される。

しかし、一方では、ピア・カウンセリングは自立生活センターの提供するサービスであり、消費者は対価を支払ってサービスを購入するのである。カウンセラーの側からすれば、自らの持っている知識や情報、技術をクライアントに提供することによって対価を得るわけである。もし、カウンセラーとクライアントがまったく対等であれば、自立生活センターにおける職業としてのピア・カウンセラーは存立しない。従って、ピア・カウンセラーには、自立生活の経験に基づく経験的知識の面で、自立生活の態度や技能の面で、様々な社会資源や制度の活用方法についての知識の面で、自立生活の技能を習得させていく知識とスキルの面で、またクライアントの声と感情に耳を傾けて心理的に支援していくというカウンセリングの知識と技術の面で、少なくともこのどれかの面で、クライアントより優れたものをもっていることが要請されている。そのような、一定の〈力〉を持っているピア・カウンセラーが

クライアントの自立を支援するというのがピア・カウンセリングの構造なのである。そこでは、カウンセラーの力量が高ければ高いほどクライアントにとっては有用なものとなるのである。とすれば、職業として、また役割として固定化されたピア・カウンセラーとクライアントとの関係においては、経験や知識等の力が均等に配分されているという意味での対等性はありえない。また、援助する—されるという関係がそこに成立しているという意味でも、完全な対等性や相互交替性はありえない。仮に横須賀がいうように、ピア・カウンセリングを経験的知識の蓄積を基本とするピア・サポートとして展開するとしても、ピア・カウンセラーがリーダーシップをとったり、クライアントの自立生活支援を行うというように構造化されているわけであるからこの構造は同じであり、上下関係に陥る可能性は常にある。

完全な対等性を求めていけば、不特定多数にサービスを提供する事業としてのピア・カウンセリングは成立しない。一方、ピア・カウンセラーの知識や技術を高めていくことを志向すると、ピア・カウンセラーが専門化し、その本来の意味を喪失する危険性が出てくる。

この両者の要請の葛藤の中で、実際の自立生活センターのピア・カウンセリングは具体化されている。たとえば、アメリカの自立生活センターには、センターの全ての障害者スタッフをピア・カウンセラーと呼んでいるところやカウンセリング等について全く特別な訓練を受けたことのない人がピア・カウンセラーとして勤務しているところもある。これは、対等性を重視したピア・カウンセラーの具体化だと言うことができる。他方で、アメリカには、「公式のトレーニングを受けているか、カウンセリング、心理学、リハビリ関連の領域での学位を持っていることが必要条件だとする」自立生活センターもある。このようなセンターの場合には、ピア・カウンセラーの力量を重視しているものと言うことができる。

このように、ピア・カウンセリングの本質である仲間性、対等性、自立生活支援、反差別という性格を保持しながら、どのようにして力量があるピア・カウンセラーを養成するかということがピア・カウンセリングの抱える基本的な課題なのである。そして、ここで問題になっている対等性は、知識や技術や経験が均等に配分されているという意味ではなく、カウンセリングの場の構造が上下関係で構成されているのか、相互交替性を持つ水平関係で構成されているのかという関係の質の問題なのである。

④ピア・カウンセラー認定制の意味

〈質〉を維持しながら〈量〉を確保すること、そして仲間性、対等性、自立生活支援、反差別という性格を確保しながら力量をつけること、この一見矛盾する要請に答えようとしたのがJILの認定制である。

市町村障害者生活支援事業によってピア・カウンセリングが公認され、公費が支出されるようになった。これは事業としての量的拡大が実現したということである。しかしながら、量的拡大は変質の危機をもたらす。倉本は次のように述べる。

しかし、市町村障害者生活支援事業における仲間相談に関しては、その鍵となるカウンセラーの要件／養成法が明示されていない。したがって、障害者でさえあれば臨床心理士の資格や心理学等の学位をもつものがその任にあつてもいいということになる。いや、そうした者こそ、むしろもつとも的確な者とみなされるようになるのではないか。…略…：けれど少なくとも、多くの高等教育機関で教授されている主流派心理学／カウンセリングの理論と技法を身につけた専門家が、自らの専門性を留保ないし脱構築することなく行うカウンセリングは、

たとえそれが障害者によるものであったとしてもピア・カウンセリングとは呼べまい。それは対等な関係を担保する条件を欠いた旧来的なカウンセリング以外のなものでもないであろう。

ここで倉本が述べているように、ピア・カウンセラーとは正反対の、旧来の専門家が「ピア・カウンセラー」を名乗るという危機が生じている。他方では、社会福祉協議会や社会福祉法人等が市町村障害者生活支援事業を委託し、健全者の社会福祉士等が特に訓練を受けていない障害者を指導し、スーパーバイズして行う「ピア・カウンセリング」も広がっている。

このようなピア・カウンセリングの質的形骸化を防ぐためには、ピア・カウンセリングとは何かを自立生活運動の側が定義し、養成し、売り込んでいくことが求められてくる。JILのピア・カウンセラーの認定制はまさにそのような要請に応えようとするものである。

確かに、ピア・カウンセラーの認定制は、ピア・カウンセリングの本質である対等性と矛盾しているが故に、ピア・カウンセラーを専門家化し、そのことが障害者間に分断や階層化をもたらす危険性がある。仲間性、対等性、自立生活支援、反差別というピア・カウンセリングの性格を保持しつつ、ピア・カウンセラーが力量をつけ、社会的に認知させていくことがJILの戦略であるが、認定性は「両刃の剣」であることを認識し、障害者の自立生活運動の戦略を練っていくことが必要であろう。

⑤ピア・カウンセリングの基礎としてのコウ・カウンセリングの意味

次に、先に整理をした口、の問題については、どのように考えればよいのだろうか。

横須賀はピア・カウンセラー養成のカリキュラムには「情報提供についてのトレーニングはない」と述べているが、実際には、ピア・カウンセリング集中講座、ピア・カウンセラー養成講座には「情報提供」がカリキュラムに含まれている。ただ、横須賀の言うように、カリキュラムは心理的な支援、とりわけ再評価カウンセリングの理論と技法が中心的な位置を占めているのは確かである。横須賀が危惧するのは、ピア・カウンセリングが心理的側面を強調しており、とりわけ再評価カウンセリングの理論と技法を一定程度習得することを求めている結果、ピア・カウンセラーが心についての一種の専門家になっていくということではないかと思われる。

この点について、日本においてピア・カウンセリングの基礎に再評価カウンセリングが据えられたことは、横須賀の危惧するような問題をもたらしているよりもむしろ障害者の自立生活支援としてのピア・カウンセリングにとって積極的な意義を持っていると私は考える。それは次のような三点について指摘できる。

第一は、再評価カウンセリングのユニークな点は、それが抑圧の理論を持っているということである。再評価カウンセリングにおいては、個人の内面的な心の傷は、アクシデント、伝染（親を中心とした身近な人からの心の傷の伝染）、抑圧（障害者差別や性差別、階級差別などの社会的抑圧）の三つの原因からもたらされるとされている。そして、アクシデント（病気、怪我など）の場合にも、「もしうまく感情の解放が行われて、癒しの機構がきちんと働けば、アクシデントによる傷は、すぐに修復が可能なのだが、その癒しの機構自体が、社会的なまなざしや抑圧を受け作動を阻まれている」ととらえられている。すなわち、人間の心の傷は、最終的には社会的な抑圧によってもたらされたものだと考えられているのである。

その意味で、再評価カウンセリングの目的は、個人の内面の変革を通して社会を変革していくことである。この点で、再評価カウンセリングは、伝統的な心理学の心理主義・適応主義とは別の理論的枠組に立っているのである。

ピア・カウンセリングは再評価カウンセリングを土台にすることで、個人の変革―社会変革の強力な理論と技術を手に入れた。それは、障害者が専門家の管理から脱却し、自立生活をめざすこと、そして障害者に対して差別的なこの社会を変革していく実践を展開していく方向と完全に一致しているのである。

第二に、再評価カウンセリングをピア・カウンセリングの土台に据えたことの意味は、個人の深い内面的無力感や自己否定感を克復し、エンパワメントを支援する技術を手に入れたことである。

この点に関して、樋口恵子は次のように述べている。

日本のピア・カウンセリングは、アメリカの自立生活センターで行われていたもの以上の成果を上げていると、私は評価しています。パークレーで行われていたピア・カウンセリングは、権利養護、社会資源の紹介、情報提供、自立した生活技術習得のクラスといった事柄をピア・カウンセラーが提供していました。日本のピア・カウンセリングは、それらのことに加えて、心の中に凍ったままの過去の傷に向き合い、その感情を解放することの意味、方法を提示していきます。そしてその場に、クライエントによりそい、注目し、立ち上がっていく過程を共有します。それだけのトレーニングを受けたカウンセラーが私たちの間で育っているのです。^(註)

この社会は障害者に対する否定的なメッセージに溢れた社会であり、すべての障害者は劣等感や自己否定感を内面化しながら成長する。障害者が自立していくとき、つまり生活の主体者になっていくとき、この劣等感や自己否定感と取り組むことがどうしても必要になってくる。その意味では、「感情の解放を必要としない障害者」は存在せず、すべての人は「感情の解放」を必要としているのである。そのような内面化された抑圧や心の傷を解放する

ような「感情の解放」の技術がピア・カウンセリングにはある。そのことが、障害者の自立生活支援の上で力強い働きをしているのである。

第三に、横須賀の危惧ともかかわっているが、再評価カウンセリングをピア・カウンセリングの土台に据えたことの意味は、再評価カウンセリングは、完全な対等性を実現しようとするものだという点である。再評価カウンセリングは、方法的な観点からは、コウ・カウンセリングと呼ばれている。カウンセラーとクライエントが時間を分け合って交互にセッションするのが他のカウンセリングにはない最大の特徴である。この点で何十年も経験を積んだコウ・カウンセラーも今日始めたばかりのコウ・カウンセラーもまったく対等である。

再評価カウンセリングにおいては、すべての人はクライエントであり、カウンセリングは自分のために行われる。他者のカウンセラーになるのは、自分がクライエントとしてカウンセリングを受けたのと同じ時間だけである。この、まず自分のためにカウンセリングを使うという点、時間を対等に分け合うという相互交替性を持っている点で、再評価カウンセリングは完全な対等性を担保している。

他のカウンセリングや心理療法は、カウンセラー（セラピスト）とクライエントの関係は固定的であるから、治療する―されるという縦の関係が構成されることになる。そこには、本来の意味での対等性は存在しないのである。障害者のピア・カウンセリングは、再評価カウンセリングを基礎とすることによって、自立生活運動における仲間性・対等性という本質を具体的な実践に具現化することができた。ピア・カウンセリングは自立生活センターを訪ねる障害者の自立生活支援に使われるが、それは多くの場合、各種講座を通して行われる。講座の中では、クライエントもカウンセラーの体験をし、対等に助け合う関係を経験するのである。

自立生活支援の局面においては、一方通行の形で行われる個別ピアカンや個別ILPも存在する。しかし、それ

は例外的なものであり、その土台には、相互に支えある関係としてのコウ・カウンセリングがあるのである。また、局面においては、一方通行の形で自立生活支援を行っているカウンセラーも日常的に他の障害者とのコウ・カウンセリングを続けており、障害者同士の仲間性、対等性、相互交替性がカウンセリングの姿勢として常に存在しているのである。その意味では、職業としてのピア・カウンセリングの土台に、自助としてのピア・カウンセリングがあり、それが職業としてのピア・カウンセリングの性格をも規定しているのである。

現在、障害者の自立生活支援としてのピア・カウンセラーの養成講座には、このようなコウ・カウンセリングの理論と技法を土台としながら、アサーティブ・トレーニングやILP、情報提供、アドボカシーなど様々な内容で構成されている。ピア・カウンセリングにとつて有用なものであれば、再評価カウンセリングだけでなく、様々なカウンセリング等をも取り入れていこうとしているのである。しかしながら、現時点では、仲間性、対等性、自立生活、差別撤廃、相互交替性といったピア・カウンセリングの基本構造に完全に一致し、理論的・実践的にそれを強力に支えていけるものは再評価カウンセリングしかない。

ピア・カウンセリングの広がりと共に、ピア・カウンセリングの土台となっているこのような再評価カウンセリングの影響が薄まることによって、ピア・カウンセラーが専門化したり、権威と化したりして、障害者の中に分断と階層化を持ち込むことになったり、単なる福祉的サービス提供事業に傾斜する危険性が出てきている。そのような状況にどのように対処していくかが今後のピア・カウンセリングの課題であろう。

〔注〕

- (1) ガベン・デジョンク、障害者自立生活セミナー実行委員会訳「自立生活―社会運動にはじまり分析規範となるまで」 障害者自立生活セミナー実行委員会編『障害者の自立生活』 一九八三年 所収参照。
- (2) アキイエ・ヘンリー・ニノミヤ「ピア・カウンセリングの基本理念」 『自立生活への鍵―ピア・カウンセリングの研究』所収 ヒューマンケア協会 一九九二年 九頁。
- (3) パラダイムは、トーマス・クーンの概念であり、それを体系的に論じたものとして『科学革命の構造』が有名である。しかし、クーンの著作の中では、パラダイムの概念はきわめて多様な用法を持つている。そのことが、過度に恣意的な読み方を許したと考えたクーンは、一九六九年の学会での報告において次のように述べた。すなわち『科学革命の構造』において、広義の用法で用いられた「パラダイム」を「専門母型 (disciplinary matrix)」と呼ぶ。「『専門 (disciplinary)』といわれているのは、職業としてある専門分野で研究に従事している人びとがそれを共通に所有しているからであり、『母型 (matrix)』と言われているのは、順序づけられた様々な種類の要素からなっている」(トーマス・クーン 伊藤春樹訳「パラダイム再論」『現代思想』一九八五年七月号 青土社 六三頁) からである。そして、この「専門母型」の要素として、「記号的一般化」、「モデル」、「見本例」をあげている。そして、「見本例」こそ、「科学革命の構造」における『パラダイム』という用語の第二の主要な機能を具体的に示している(同前六九頁)のである。なぜなら、練習問題を通して「見本例」に習熟することによって獲得された諸問題間の類似性の知覚こそ、「その同じ類似性の同定を可能にする他のどのような多数の基準に対しても、論理的にも心理的にも先行する」(同前六九頁) 根本的な基準だからであると述べている。
- (4) 北野誠一 「J-L論」 第三回自立生活問題研究全国集会実行委員会編集発行『自立生活NOW 1992』 一九九二年 一九頁。
- (5) 樋口恵子「自立生活センターとピア・カウンセリング」全国自立生活センター協議会『ピア・カウンセリングってなあに?』 一九九九年 六〇七頁
- (6) 樋口恵子「自立生活センターにおけるピア・カウンセリングの意義」 前出『自立生活への鍵』所収 三八頁。
- (7) 横須賀俊司 「ピア・カウンセリングについて考える」 北野誠一他編『障害者の機会平等と自立生活』 明石書店 一九九九年所収 一七七頁。

- (8) 堤愛子「自立生活プログラムの意義と目的」 全国自立生活センター協議会、東京都自立生活センター協議会ピア・カウンセリ
ング委員会『自立生活プログラム実践マニュアル』一九九八年 二〇頁。
- (9) 安積純子「障害を持つ人とピア・カウンセリング」 前出『自立生活への鍵』所収 二二頁。
- (10) 前出「ピア・カウンセリングの基本理念」一〇〜一二頁
- (11) 倉本智明「〈ピア〉の政治学」 前出『障害者の機会平等と自立生活』 二二五頁。
- (12) 同前 二二二頁。
- (13) 同前 二二三頁。
- (14) 同前 二三四頁。
- (15) 前出「ピア・カウンセリングについて考える」 一八四〜一八五頁。
- (16) 同前 一八五頁。
- (17) 立岩真也「ピア・カウンセラーへのアンケートの結果・2 〈日本〉」 前出『自立生活への鍵』所収 一八七頁。
- (18) 前出「ピア・カウンセリングについて考える」 一八六頁。
- (19) 立岩真也「ピア・カウンセラーへのアンケートの結果・1 〈アメリカ〉」 前出『自立生活への鍵』所収参照。
- (20) 前出「ピア・カウンセリングについて考える」 一八九頁。
- (21) 前出「〈ピア〉の政治学」 二三二〜二三三頁。
- (22) 前出「障害を持つ人とピア・カウンセリング」 二〇〜二二頁。